

令和6年度 障害児（者）施設等の整備方針について

令和5年4月7日

埼玉県福祉部障害者支援課

本整備方針は、「社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付要綱」のうち、第3条第1項の表第3号、第4号及び第6号に掲げる施設について、同条第2項の表第2号及び表第3号の整備区分ごとに掲げる整備内容について定める。

当該補助金については、国庫補助金等の「社会福祉施設等施設整備事業」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金」を本県（政令市・一部について中核市を除く。）において実施するものであり、令和3年度以降の国当初予算の状況も踏まえて整備の考え方を定めるものである。

（注釈）

表第3号：障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設

表第4号：居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所
及び相談支援事業所 等

表第6号：障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援
事業所及び放課後等デイサービス事業所

1 整備の対象

（1）整備対象建物は、原則、整備主体の自己所有物件とする。ただし、次の場合については、賃貸物件も補助の対象とする。

①入所施設を運営する法人が施設から地域移行を進めるため又は在宅の重度障害者を受け入れるため重度障害者の受け入れ可能なグループホームの整備を行う場合

②「自家発電設備」「スプリンクラー」など安全対策に関する整備を行う場合

（2）法人運営状況に問題がある場合にあっては、改善報告書等により問題解決に向けた対応への確認ができるまで、県の社会福祉法人認可等審査委員会に諮問しないことができるものとする。

（3）単年度事業を対象とする（国・県の補正予算により実施する場合で、翌年度に繰り越しすることが認められた場合等は除く）。複数年にわたる事業は対象外となる。

2 整備の考え方

令和3年度以降の国当初予算の規模を踏まえ、下記（1）～（3）の案件を優先的に整備する。

（1）本県の入所待機者の状況を踏まえ、重度障害児者の住まいの場の創設

・入所施設（非常用自家発電設備等があるもの）

・重度障害者が入居するために必要な設備（※1）を備えたグループホーム（短期入

所を併設するもの)

※1 施設全体のバリアフリー、特殊浴槽、多目的トイレ等介護設備、スプリンクラー、非常用自家発電設備等

(2) 老朽化した施設の入所者等の安心・安全を確保するため、障害児者の住まいの場の大規模修繕・移転創設などの整備(※2)

※2 令和3年度から令和7年度までの5年間について、国は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)を重点的かつ集中的に講じることとされており、当該対策に該当する整備案件は、県においても積極的に整備する。ただし、当該対策は国の予算措置に併せて県が予算措置を行うことができた際に実施する(令和3年度及び4年度は、国は補正予算で事業化している)。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)に該当する主な整備案件

・耐震化整備

新耐震基準施行(昭和56年6月1日)以前に建築された建物についての改築、民老、大規模修繕、移転創設等

・非常用自家発電設備の整備

・ブロック塀等の改修整備

・水害対策強化整備

洪水浸水想定区域(水防法第14条・最大浸水深に応じて優先する。)や土砂災害警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条)等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、住まいの場(入所施設等)において水害対策のための移転改築整備を図るもの

(3) 重症心身障害児・重度障害者を支援する新たな通所事業所等の創設

・重症心身障害児を支援する通所事業所及び児童発達支援センター(当該事業種別の事業所が設置されていない市町村における整備)

・重度障害者を支援するために必要な設備(※3)を備えた通所事業所

※3 施設全体のバリアフリー、特殊浴槽、多目的トイレ等介護設備等

3 国への協議

県は、障害者施設等に係る協議案件について本方針に基づいて評価を行い、県予算の範囲内で、国へ協議する。

ただし、令和6年度から障害児施設等の協議案件については、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る国の予算及び方針等を踏まえて対応する。